

〇〇〇グループ 会則

見本

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇と称する。

グループ名

(活動目的とその理由)

第2条 例)ひとり暮らし高齢者の引きこもりや孤独死を防ぐ事を目的とする。

・なぜこの活動が必要なのか。
・何を目指しているのか等
・他者から見ても分かるよう明確にする。

(所在地)

第3条 この会の所在地は、代表者宅に置く。

原則として代表者宅

(活動内容)

第4条 この会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 見守り訪問活動
- (2) 高齢者健康管理の啓発活動
- (3) その他高齢者福祉の推進活動
- (4) 〇〇活動
- (5) 〇〇活動

〇〇”活動”

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置くものとする。

代表 1名
副代表 1名
会計 2名
書記 1名

代表・会長・団長・監事等、各グループの実情にあわせて記載

- (2) 代表、副代表、会計、書記は会員の互選により選出するものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員が都合により退任した場合は、その後任者は、前任者の残任期間とする。

各グループの実情にあわせて記載

(運営経費)

第7条 この会を運営するための経費は次のとおりとする。

- (1) この会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 会費は総会で定める額とする。

(会計年度)

第8条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(総会及び定例会)

第9条 この会の総会および定例会は、次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年1回開催するものとし、代表が招集する。
- (2) 定例会は毎月1回開催するものとし、役員が招集する。
- (3) 総会は、次の事項を議決する。
 - ① 活動計画及び予算の審議に関する事。
 - ② 活動報告及び決算の認定に関する事。
 - ③ 会則の改正に関する事。
 - ④ その他会長が特に必要と認めたこと。

・各グループの実情にあわせて項目、内容を変更してください。
・会則の見本はインターネット等で探すこともできます。

(委任)

第10条 この会則に定めのない事項については、会長が別に定める。

(附則)

第11条 この会則は平成〇年〇月〇日から施行する。